

ねんきんコーナー



20歳になられる方への国民年金制度や保険料の手続きについてのご案内動画について

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者(加入者)となります。日本年金機構では、初めて年金制度に加入する20歳になられた方へ、国民年金制度を理解していただくために、国民年金の大切さやメリット、手続きなどをわかりやすく表現した動画を作成しています。



ホームページ

次のURLもしくは、二次元コードから視聴できますので、ぜひご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>



「出張年金相談」のご案内

日本年金機構幡多年金事務所では、3カ月に1度、出張年金相談を行っています。なお、相談には、基礎年金番号通知書または年金手帳(年金証書)や、本人確認のため、運転免許証やマイナンバーカードなどの顔写真付きの身分証明書が必要となります。また、事前予約が必要で、代理人の方が相談される場合は、本人からの委任状が必要となります。

◆日時 1月18日(木) 午前10時～正午、午後1時～午後3時

◆場所 佐賀支所(1階町民室)

◆予約 日本年金機構 幡多年金事務所 ☎34-1616

○お問い合わせ 本庁 住民課 住基戸籍係 ☎43-2800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701

日本年金機構 幡多年金事務所 ☎34-1616



黒潮町光ネットワークサービス(インターネット)の一時停止のお知らせ

設備改修のため、下記のとおり一時的にインターネットサービスを停止します。ご利用の皆さんにはご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

◆停止する期間 ※停止は2回行います。

【1回目】1月17日(水) 午前1時～午前5時

【2回目】1月19日(金) 午前1時～午前5時

◆停止するサービス インターネット

○お問い合わせ 本庁 情報防災課 情報推進係 ☎43-2188

光NWサービスセンター ☎0800-200-1373



「フロン類を使っている製品」の処分方法について

昨年10月に搬入された市町村回収の粗大ごみの中にウォーターサーバー(フロンあり)が混在していました。ウォーターサーバーは、水を冷却するため、フロンが内蔵されています。フロンは専門業者に処理していただくようになり、町の粗大ごみでは収集できません。

◆「フロン類・第一種特定製品」に該当するか確認

フロン類・第一種特定製品は、国が認定している「第一種特定製品廃棄等実施者」である回収業者に引き渡さなければなりません。必ず処分費用が発生する製品になりますので、ご注意ください。

処分したいものがフロン類・第一種特定製品であるかどうかは、銘板シールや取扱説明書から確認できます。「フロン回収・破壊第一種特定製品」や「R-134a」という記載がある場合は対象になります。

銘板シールや取扱説明書が不明な場合は、メーカーにお問い合わせください。

Rで始まるもの(R-12・R-134a・R-22) HRC-134a・HCFC-22

CFC-12 冷媒ガス・フロンガス・これらの標記のもの

○お問い合わせ 本庁 住民課 環境保全係 ☎43-2800